

「定款」の一部改正に関するパブリック・コメントの結果について

平成 25 年 6 月 21 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「定款」の一部改正について、平成 25 年 4 月 26 日から同年 5 月 14 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見（2 件、2 社）及び意見に対する考え方は、以下のとおりです。

項番	該当箇所	意 見	考 え 方
1	第 3 条第 6 号、及び同第 7 号	<p>1. 定款第 3 条第 6 号で『店頭金融先物取引』は業府令第 79 条第 2 項第 2 号に規定する店頭金融先物取引をいうとされている。</p> <p>2. 一方、定款第 3 条第 7 号改正案で、ハの店頭金融先物取引、ニの通貨に係るバイナリー・オプション取引を分けて記載しているところから、貴協会の法令解釈として、通貨に係るバイナリー・オプション取引は、業府令第 79 条第 2 項第 2 号に規定する店頭金融先物取引には含まれないと整理されていると理解してよいか。</p> <p>3. 店頭金融先物取引及び通貨に係るバイナリー・オプション取引の関係につき、貴協会の整理をご教示いただきたい。</p>	<p>新たに定款第 3 条第 7 号ニで規定いたしました取引につきましては、金商業等府令第 79 条第 2 項第 2 号に規定する店頭金融先物取引に含まれるものではありません。</p> <p>なお、通貨に係るバイナリー・オプション取引については、店頭金融先物取引（具体的には、金商法第 2 条第 2 項第 3 号）又は定款第 3 条第 7 号ニで規定した取引のいずれかに該当すると考えられますが、法令解釈となることから本協会では回答しかねますことを念のため申し添えます。</p>
2	第 3 条第 7 号ニ	<p>通貨に係る金融指標を対象とする金商法第 2 条第 22 項第 4 号の取引としては、同条第 25 項第 1 号（通貨の価格）に関連するものに加え、同項第 4 号（通貨の価格に基づいて算出する数値）に関連するものも想定されるのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、定款第 3 条 7 号ニに掲げる取引に金商法第 2 条第 25 項第 4 号を参照する指標オプション取引が含まれるように修正いたします。</p>

以 上